

## 前回までの議論の整理について

### 論点1：専門職大学等を23区内の定員抑制の対象とすることについて

専門職大学は平成29年の改正学校教育法により創設された新たな学校種であり、地方大学・産業創生法による23区の定員抑制の検討がなされる中にも、その設置に向けた準備が関係者で進められてきた。このため、経過措置として、平成31年4月の制度化以降5年間は23区の定員抑制を適用しないこととされている。

専門職大学の設置状況や定員抑制の例外事項も踏まえ、令和6年3月に、定員抑制に係る経過措置の終了後に、必要な措置はあるか。

【参考】東京23区内の大学定員抑制に係る例外（経過措置を除く）

- ・同一設置者による学部等(※)のスクラップ&ビルド ※ 大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程
- ・異なる設置者間による学部等のスクラップ&ビルド
- ・外国人留学生に限定した特別枠の創設
- ・修業年限の後半1/2以上を一都三県外で修学させる場合
- ・就業者に限定した特別枠の創設
- ・退職者・休職者に限定した特別枠の創設
- ・満30歳以上の者に限定した特別枠の創設
- ・修業年限の延長
- ・主婦・主夫に限定した特別枠の創設

#### <現状>

■ これまでに認可された専門職大学等は、専門職大学19大学21学部31学科、専門職短期大学3大学3学科、大学に設置された専門職学科1学科。

■ 開設された分野は多岐にわたる。

ファッション、健康・リハビリテーション、美容、動物看護、  
起業・経営（情報経営イノベーション、事業創造、生産環境経営等）、  
自動車工学、情報・デジタル、芸術、アニメ・マンガ、観光 など

■ 5大学1短大が東京23区内に立地。

国際ファッション専門職大学、情報経営イノベーション専門職大学  
東京国際工科専門職大学、東京保健医療専門職大学  
東京情報デザイン専門職大学、ヤマザキ動物看護専門職短期大学

■ これまでに認可された専門職大学等の入学定員数は、専門職大学2512名（うち編入12名）、専門職短期大学260名、専門職学科40名。収容定員数は、専門職大学10,030名、専門職短期大学680名、専門職学科160。

■ 令和4年度入学者784名のうち地方(※)からの出身者は299名(38.1%)。

(参考：23区内の大学全体では、入学者のうち地方出身者の割合は24.9%)

(※) 当会議資料における「地方」とは、特に断りのない限り東京圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）以外の道府県を指す。

(第1回会議における意見) ※配布資料を含む

- 専門職大学の開設が期待される分野のうち、情報、クールジャパン分野（ファッション等）の先端企業は東京23区内に集中している。臨地実務実習受け入れ先、実務家教育の確保、卒業生の就職先などの面から23区は最適地。（北畑委員）
- 専門職大学の 신설、定員増は23区大学生増加の主たる原因ではない。23区内で2021年度までに2万4000人を超える収容定員増があったが、このうち専門職大学は754人であり僅か。（北畑委員）
- 定員抑制の効果がでていないのは、多くの例外があったため。規制を続けるのであれば、効果を減衰させるような例外は出来るだけ無くすべき。それが困難であれば規制を継続しないのが合理的。（秋山委員）
- 全体19校のうち5校と、東京都に比較的多く設置され、引き続き例外とすべき特段の事由が現時点で見当たらないことから、当初の予定どおり、令和5年度末で終了とすることが適当。（村岡委員）
- 専門職大学は少人数教育で教育効果は高いが、大学の財政負担が大きく、東京23区外での設置を促進するためには、規制に依存することなく、国、自治体による支援の拡充が必要。（北畑委員）

(第2回会議における意見) ※配布資料を含む

- 専門職大学は、引き続き23区内の定員抑制の対象外とすることが適当。
- 若者の東京への転入は就職時が大きく、進学時で見たとしても専門職大学の学生は全体のごく少数。規制はマイナス面の方が大きい。
- 専門職大学等は、産業界との連携による長期インターンシップを中核とする実践的職業教育が特徴で、DX、クールジャパン、スタートアップ等成長分野に不可欠な人

材育成をする高等教育機関として制度化された背景があり、成長産業が立地する 23 区を規制すべきではない。（北畑委員）

○進学を契機とする地方から東京圏への若年人口の流出は、コロナ禍でも依然として続いており、地方の人口減少の大きな要因。23 区外は規制の対象外であり、専門学校からの転換も含めてスクラップ&ビルドによる定員増も可能。また、デジタル化が進む中で、23 区内でないとどうしても駄目なものかは疑問。（村岡委員）

○数十年ぶりの新しい学校種であり、単に規制をするかしないかではなく、専門職大学を日本としてどう育てていくべきか、一緒に考えるべき。（小林委員）

○専門職大学という新しい教育の枠組みを作った意義を考えると、マーケットの醸成、成果の創出を第一に考えるべき。規制下で実現するというのは本来の趣旨に沿っていない。専門職大学を広く定着させることで、地方にも活発に展開する流れを作ることが重要。経過措置を継続すべき。（曄道委員）

## 論点 2：大学進学時における人の流れの変化をどのように捉えるべきか。 令和 9 年度末までの検討に向け、どのような指標を把握すべきか。

令和 9 年度末までの検討に向け、＜現状＞に記載した数値のようなデータを定点的に収集する必要があるが、23 区への地方からの流入状況を表すものとして、どのような指標(※)が適切か。

定員抑制の効果を分析するにあたっては、どのような点に留意すべきか。大学生や進学希望者の意識など、把握しておくべき事項やデータはあるか。

### ＜現状＞

- 2010 年以降、東京圏の転入超過数は概ね増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり 2020 年以降は大幅に減少。  
※145,576 人 (2019 年) → 80,441 人 (2021 年)
  
- 東京都への大学入学者超過数は、7 万人前後で推移。  
東京圏への大学入学者超過数は、概ね減少傾向。  
東京都：71,045 人 (2018 年) → 71,485 人 (2021 年)  
東京圏：64,445 人 (2018 年) → 58,951 人 (2021 年)
  
- 全国の大学の 2021 年における学生数は 273 万人であり、2007 年からの増加率は 1.0%。  
一方で、東京 23 区の 2021 年における大学生数は 48.9 万人であり、2007 年からの増加率が 17.9%と全国を大きく上回る。  
※ 全国：2,718,719 人 (2018 年) → 2,727,920 人 (2021 年)  
東京 23 区：475,415 人 (2018 年) → 488,758 人 (2021 年)
  
- 2021 年における 23 区以外の学生数は 224 万人であり、2007 年から 2.1%減。
  
- 全国の学生のうち東京都は 25.2%。23 区は 17.9%。
  
- 地方から東京 23 区への入学者は 2009 年以降 2 万 6 千人前後で推移。  
地方の出身者で大学に進学した者のうち、東京 23 区に所在する大学に進学する割合は 6.2%。
  
- 全国の大学入学者のうち、東京 23 区内に所在する大学の入学者の割合は 16.2% (2021 年)
  
- 大学入学者のうち、地方の大学への入学者の割合は 59.7% (2021 年)

- 18歳人口は特に地方において減少が大きい中であっても、東京23区への進学者は概ね一定の2.6万人で推移しており、地方の18歳人口に占める東京23区への入学者の割合は増加。(2012年：2.8% → 2021年：3.1%)
  
- 東京都の入学定員数は約16万名と突出して多い。うち、23区内での定員が3/4を占める。(約12万名)
  
- 23区内の入学定員は2002年から2018年にかけて大きく増加(1年間で平均して1765名の増加)。2018年以降の3年間では、それまでの増加ペースの約半分となっている(年平均943名の増加)ものの、入学定員は依然として増加しており、2021年度において12.2万人と全国の19.6%を占め、突出して多くなっている。
  
- 平成31年以降、例外規定に係る東京23区内の収容定員の増加として、文部科学省へ届け出がなされたのは約2.8万名。(うち、経過措置によるものが大半で、約2.5万名)
  
- 令和4年9月に実施したアンケートでは、23区内に立地する大学から以下の回答を得た。
  - ・23区の定員抑制を受け、23区外に増員した(する)事例は9大学であり、収容定員は約3000名
  - ・23区の定員抑制を受け、これまでに7大学が定員増加を見送った。
  
- 地元と異なる地域に進学した理由のうち割合の高いものは以下のとおり。
 

・親元を離れて、一人で生活したかったから	【男性：21.5%、女性21.6%】
・自分が関心のある分野が学べる学校が、地元になかったから	【男性：20.7%、女性22.7%】
・自分の学力に見合った学校が、地元になかったから	【男性：20.4%、女性17.0%】
・進学先の地域に、憧れがあったから	【男性：14.0%、女性13.5%】

※ 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査(2021年1月)」より
  
- 大学進学時と就職時との比較では、東京圏への大学入学者超過数は、ほとんどの年度において新卒就職時における東京圏への流入超過者数を上回っている。
 

※進学時：6.4万人(2018年)、6.1万人(2019年)、6.2万人(2020年)、5.9万人(2021年)

就職時：2.5万人(2018年)、3.5万人(2019年)、7.0万人(2020年)、4.8万人(2021年)

(第1回会議における主な意見) ※配布資料を含む

- 若者にとって、大学進学は人生の選択肢を広げるためのものであり、特に職業の選択の可能性を広げるため。その観点から、地方に魅力的な職業があるということと、大学の教育がキャリアにとって魅力的であることが最も重要。(秋山委員)
- 若者は大学進学先を決める際に生活コストの観点も考慮している。都市部に比べて物価が低い地方はアルバイトの時給も低いので、経済合理性を考えて避けられている面がある。(秋山委員)
- 本規制は定員を「増やせない」ものであるので、地方大学が減っていないということが一つの効果といえる。(大森委員)
- 規制の効果が、群馬県など東日本にはあるが他地域にはないなどの傾向があるかもしれないので、日本全国で効果があるか検証をすることが必要。(大森委員)
- 大都市以外では高校生にとって学びたい分野を学べる学校が少なく、学びたい分野を求めて地元以外の大学に進学していることが想定される。大学の数自体も少ないため、進学したいと思える大学も大都市圏に比べて少ない。(小林委員)。
- 高校生が地元に残る理由として、下宿や仕送り等の経済的負担を気にしており、南関東以外では親から地元に残るようにとの回答が相対的に多く、保護者の影響が少くない。(小林委員)
- 大都市圏(特に南関東)以外の高校生は、地元への就職や地元へ貢献したいという志向が相対的に高くなっている。その一方で、地元以外に就職したいという理由で地元以外に進学している高校生は南関東と比較して多い。このことから、単に大学に進学するというだけではなく、中高生のころからの地元産業の理解や、地域への就職に向けた興味喚起、地域に貢献できるキャリア形成等の提示が地元進学を積極的に選択する要素となり得る。(小林委員)
- 大都市圏の高校生は、自宅から通えることを重視しており、そもそも地元から出る

必要性を感じていない。（小林委員）

○東京 23 区の大学の定員規制と 23 区の大学の規制を始め今般の措置が地方大学の振興や地方における若者の修学・就業を通じた地方創生という目的に適した政策であるか否かについて、明確な KPI を定めるなどにより検証し効果を公表していただきたい。（西原委員代理）

○多くの地方では、若者は進学時に県外に出ていき、就職で県内に戻ることは稀である。大学数が少ない県において若者の流出を止めるためには、これ以上、地方の大学の減少や東京の大学の学生受入れ拡大を食い止める必要があり、法律による規制の見直しはまだ先であるべき。（大森委員）

○東京 23 区の規制の早期撤廃をお願いしたい。（西原委員代理）

○東京 23 区においては大学の学部等の収容定員について抑制措置が講じられているが、既に投資・機関決定を行っている場合は例外となっていることで、依然として東京都内の大学の学部学生数が増え続けている状況にある。東京 23 区の定員抑制は未だ目的が達成されていない状況であるため、東京 23 区内の大学等の定員抑制策については、引き続き継続すべき。（村岡委員）

○社会ニーズの高い人材育成（STEAM 人材育成や数理・データサイエンス等の分野など）を目的とする学部・学科の新設等については、「第三者機関等」により、必要性・合理性を判断した上で、これを認める例外措置を講じていただきたい。（西原委員代理）

○工業（場）等規制法の影響もあり、東京の 23 区と 23 区外にまたがって、キャンパスを設置している大学が多くあるが、この定員規制によって、各キャンパスの立地条件や教育の内容の整合性を見た上での、文理横断教育や理工系強化等の時代に即した学部再編、大学改革を有機的に進めることができない。（西原委員代理）

○大学のスクラップは企業と異なり学生や教員がいるので、長い時間を要する。ま

た、主に学生納付金を教育研究の原資としている私立大学は、スクラップに伴う収入の大幅な減少を見越した上でのビルドも非常に困難。23 区内に定員を増やすことができないために、逆に他を減らすこともできにくくなり、時代に即した学部・学科の再編ができない。このような停滞は国際競争力の低下へとつながっていく。

(西原委員代理)

○デジタル人材については、現状は数が少ないだけでなく、特に都市部に偏在をしており、地方に少ない状況。地方にはデジタル人材育成に意欲的な大学が多く、東京 23 区内でないと人材育成ができないということはない。地方の取組の担い手となる人材については、地方での育成を手厚く進めていくことが重要。(村岡委員)

○定員抑制の効果がでないのは、多くの例外があったため。規制を続けるのであれば、効果を減衰させるような例外は出来るだけ無くすべき。それが困難であれば規制を継続しないのが合理的。(秋山委員) ※再掲

(第 2 回会議における主な意見) ※配布資料を含む

- ・日本の大学の国際競争力を高めるためにも 23 区内の定員抑制制度は撤廃すべきである。規制でなく、奨励策を取るべき。(北畑委員)
- ・地方から 23 区内の大学へ進学する高校生の数は、ほぼ横ばい傾向。地方の 18 歳人口が減少する中にあるのは、18 歳人口に占める 23 区内への入学者の割合は増加している。こうした中で、23 区内の立地規制を緩め、新たな大学・学部がどんどんと出来れば、ますます地方の若者が流れていくことは明らか。(村岡委員)
- ・若者が学びたい場所で学ぶ自由を妨げるような法規制は撤廃すべきであり、これは地方大学も含めた私立大学連盟としての意見。上智大学の学生は 85%が首都圏の出身であるが、学びの場の多様性として、本来は全国から学生が来てもらいたい。(暁道委員)

- ・地元以外に進学する理由は、地方では学びたい分野を学べる学校が少ないことが大きい。また、都市と地方の経済的な差も挙げられるので、大学進学への支援策が必要。少なくなる国内の18歳を奪い合う議論にも見え、国際的な大学の人材獲得競争における日本の大学の魅力をアップするための政策が必要。（小林委員）
- ・法制定時に規制の効果を見るには10年は必要ということで時限が設定されたものと推測。（法施行から10年経たない）途中の段階で、効果が無いとして当初の議論を無しにするのは違うと思う。法制定時になぜ10年間の措置としたかに立ち返ることが必要。現在の東京一極集中の中で、地方大学の頑張りだけでは難しい面があり、地方大学が無くなっていけば、多くの地方の若者の進学機会を奪う。地方大学の消滅を食い止める策が明確にされてから初めて規制をどうするかという議論をすべき。（大森委員）
- ・DXは地方に重点を置いて育てれば国全体として必要な数が満たされるという議論ではない。東京23区内でもデジタル人材育成の場は限られている現状で、東京23区の大学でももちろん展開が必要。（曄道委員）
- ・山口県内の大学でもデジタル関係の学部設置等を進める動きがあるなど、地方には人材育成に意欲的な大学が多くあり、23区内でないと人材育成が出来ないということはないので、こうした人材については、ぜひ地方での育成を手厚く進めていただきたい。
- ・成長分野は例外とすべきとの意見でよくわからないのは、どのような人材をどのくらい育成する必要があるのか、なぜ23区内でなければならないのか、23区内としてもスクラップ&ビルドではなぜできないのか。（村岡委員）
- ・大学のスクラップは（他の組織とは異なり）高い専門性を有した教員の配置転換を伴うため時間がかかる。ましてやスクラップ&ビルドで新しい学部・学科を作るともなると困難。（曄道委員）
- ・デジタル分野等についてどの程度の質の人材がどれくらい必要か。その人材育成はなぜ23区内でなければならないのか。その人材育成はなぜスクラップアンドビルドでは対応できないのか。そのファクトを調べ、それを踏まえた議論が必要。事務局が文部科学省とも相談し、準備していただきたい。（増田座長）

### 論点3：感染症の拡大や教育のデジタル化も踏まえ、地域における若者の修学・就業を促進するためには、どのような方策が考えられるか

地方大学・産業創生法にて創設された地方大学・地域産業創生交付金を始めとして、これまでも様々な取組みにより地方における産業創生や地域での修学・就業を進めてきたところ、地域の取組を一層加速させるためにどのような方策が考えられるか。

特に、感染症の影響により、学生の地元志向の高まりや、学修のオンライン化といった動きが変化として挙げられる中であって、「地域分散型」の学修を普及・促進させるためにどのような方策をとるべきか。

#### <現状>

- 地方大学・産業創生法にて創設された地方大学・地域産業創生交付金によって、地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを支援しており、これまでに10件の採択実績がある。
- 地方大学の魅力向上や、大学と地元産業界の連携による課題解決のために、「地域活性化人材育成事業（SPARC）」や「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」などの取組がなされている。こうした地方大学に対する支援に関しては、政府の取組が「地域中学・特色ある研究大学総合振興パッケージ」として令和4年2月に総合科学技術・イノベーション会議においてまとめられた。
- 地域における人材育成や若者の就業促進は、大学も含めた地域の関係者によりコンソーシアムなどの場において議論がされる中、政府としても、地方での就業の促進を一層に進めるため、奨学金返還支援による若者の地方定着や地方創生インターンシップなどの取組を推進している。
- 地域での学修に関しては、都市部に本部を設置する大学による取組も少なくはなく、立教大学陸前高田グローバルキャンパスを始めとしたサテライトキャンパスの形態以外にも、全国の自治体における約2か月の地域課題解決実習を通じて「地域人」を育成する大正大学地域創生学部や、「地域おこし研究員」として地域での実践的な研究開発を通じ、社会イノベーターを育成する慶応義塾大学（大学院政策・メディア研究科）の取組みなど多様な形態が挙げられる。
- 学修の形態に関する近年の大きな動きとしては、新型コロナウイルス感染拡大下の学修機会の確保の必要性を契機とした、遠隔教育の急速な普及・進展が挙げられ、教育未来創造会議や中央教育審議会においてもオンライン教育の促進が議論されている。
- 海外においては、オンラインによる講義と世界各地での実践によりトップレベルの教

育を行う「キャンパスのない大学」であるアメリカのミネルバ大学のような事例もある。

- 日本においても、例えば、2024年の設立を目指して準備中の「Co-Innovation University」においては、岐阜県高山市のキャンパスと全国の拠点をつないだ学びが構想されており、そこでもオンライン講義が重要となる。

(第1回会議における主な意見) ※配布資料を含む

- 若者にとって、大学進学は人生の選択肢を広げるためのものであり、特に職業の選択の可能性を広げるため。その観点から、地方に魅力的な職業があるということと、大学の教育がキャリアにとって魅力的であることが最も重要。(秋山委員) ※再掲
- 女子学生が卒業後、地方に戻らない理由としては、地域の古い価値観に縛られることに生きづらさを感じているため。(秋山委員)
- 定員割れをしている地方の大学でも良質な教育をしている大学はたくさんある。定員割れをしているから補助金を出さないなどではなく、定員が埋まるように積極的に地方の大学をエンカレッジしていくことが必要。(西原委員代理)
- 地域において、アイデアを実現するための人材が不足している。人材不足を自前で賄うのは難しいので、様々な人や組織が連携することが大事。大学がニュートラルな立場を活かし、ハブとしての役割を期待。(秋山委員)
- 地方の大学は小規模のため、規模に見合った額の支援があるとチャレンジしやすい。10億円を10大学に支援する予算があれば、5000万を200大学に支援する方が効果的。(大森委員)
- 東京の大学が地方にサテライトを設置するのはハードルが高いが、地方の大学を学習センターとして、共同で学位を出すような取組ができる良い。東京の大学はブランドと新しい知見を提供し、地方の大学は実践教育を提供する。教員

もクロスアポイントで共有するような、大学間の学部等連携課程のような取組が出来ると良い。（大森委員）

○地方では学びの選択肢が少なく、時代に合致した学問分野の充実が必要。（小林委員）

○個々の大学が総花主義から脱却し、独自のバリューを進学者に伝えることが必要。（小林委員）

○地元就職率の向上と地域産業創出のため、大学と地域産業との一層の連携が必要。（小林委員）

○地方大学が行う魅力ある地方大学の実現に向けた取組や、地域を牽引する人材育成の取組への支援の充実、さらには企業の地方分散、これにつながる地方大学の人材育成機能の強化が必要（村岡委員）。

○地方大学に入学または卒業後に地元に着した学生に対して一定のインセンティブを与える制度等、地域内での進学・就職を促す地方大学、地方自治体の取組への支援の拡充等も図ってほしい。（村岡委員）

（第2回会議における主な意見） ※配布資料を含む

・ デジタルは都市部と地方の格差を縮めるチャンスである。地方でデジタルの基盤整備や、デジタル人材の育成が進めば、働く場も学ぶ場も地方に持ってこられるので、政策を地方に向けてほしい。地方でこそデジタル人材を育成することが日本の発展に資すると考える。

（村岡委員）

・ （開志専門職大学でも学部を有する）アニメや漫画はデジタル化しており、地方にいながら世界と戦うことができる分野。コロナを契機としたデジタルの進展は地方にチャンスがある。地方への就職の奨励をしてほしい。（北畑委員）

- ・ 地域と大学が協力して地方の大学の魅力化を進める取組への支援を進めることが重要で、DXに加え、グリーン、少子高齢化、食の自給率ように、大学が新たな社会課題を解決するような分野への取組支援の仕組みが必要。そのためには大学のデータ基盤整備への支援も必要。（小林委員）
- ・ 学生は進学の際に就職のことを見据えており、修学と就業は切り離せない。国は各地域において修学・就業をセットで促進するような取り組みを支援していく必要がある。
- ・ DXの人材育成は対象が広汎であり、分野によっては、DXにシフトすることが難しいものもある。分野ごとにDXの専門人材を育成していく必要がある。（曄道委員）
- ・ 地域の産業構造に沿った人材の育成だけでは足りず、ジェネラルスキルを身につけた人材が重要。また、地域定着のためにPBL型で地域と連携することが地方大学の重要な役割であるとともに、高校段階から探究の時間などで地域を知ること重要。（大森委員）